試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［1～4　略］

5　令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一　技能教習については、次のとおりとする。

［イ～ト　略］

チ　大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。第三十五条第五号において同じ。）による教習は、次の表の上欄に掲げる教習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教習の科目について行い、かつ、その教習時間は、それぞれ同表の下欄に掲げる時間を超えないこと。

教習の区分	教習の科目	教習時間
大型免許に係る教習	基本操作及び基本走行	一時限
中型免許（AT中型免許を除く。）又は準中型免許（AT準中型免許を除く。以下この欄において同じ。）に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行並びに応用走行	一時限
AT中型免許又はAT準中型免許に係る教習（AT準中型免許に係る教習にあつては、現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行	一時限
準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）	基本操作及び基本走行	二時限
	応用走行	一時限
AT準中型免許に係る教習（現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）	基本操作及び基本走行	二時限
［略］		

［リ～ム　略］

二　［略］

6　［略］

試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［1～4　同上］

5　［同上］

一　［同上］

［イ～ト　同上］

チ　［同上］

教習の区分	教習の科目	教習時間
大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行	一時限
［項を加える。］		
［項を加える。］		
準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）	基本操作及び基本走行	三時限
［項を加える。］		
［同上］		

［リ～ム　同上］

二　［同上］

6　［同上］